

2023年6月

フェアコンサルティンググループは、世界 18 カ国/地域・32 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



### DIR 3 -KYC（インド取締役情報登録）について

インド会社法上の取締役は取締役識別番である DIN(Director Identification Number)を取得する必要があります。従来、一度の登録で DIN を取得出来ましたが、2018 年以降は毎年 DIN の取締役情報更新が義務となっています。そのため DIN を取得済みのすべての取締役は、毎年 eForm DIR 3 -KYC にて各種情報を翌会計年度の 9 月 30 日までに RoC ポータルサイトにて提出する必要があります。仮にフォームを提出すべき取締役が期限内に提出しなかった場合、当該取締役の DIN は DIR 3 -KYC 未提出により無効となり使用が出来なくなります。DIN を再度使用したい場合は、5,000 ルピーの遅延損害金を支払い、かつ、必要な情報を提出することにより無効化が解除されます。

フォームを提出する際には、各取締役の携帯電話番号と電子メールアドレスを提出する必要があります。この携帯番号と電子メールアドレスには、OTP（ワンタイムパスワード）が届くため、正確な番号、メールアドレスを記載する必要があります。インド国内に居住する取締役の場合は必ずインドの携帯番号が必要になります。外国に居住する取締役はインドの携帯番号は必須ではありませんが、日本等でお持ちの携帯電話に海外から OTP が SMS（ショートメッセージ）を通じて届かない場合もあり、また、SMS 受信に時間がかかることも想定されるため海外から受信できるように携帯電話を設定しておく必要があります。

提出に必要な情報は下記の通りです。

- 性別、生年月日などの情報
- 個人識別番号（PAN）
- 身分証明書
- パスポート（外国籍の方が DIN を保有する場合は必須）
- 運転免許証
- Aadhaar カード（保有している場合）

個人用携帯電話および個人用電子メールアドレス  
居住地の住所

上記の項目とは別途フォームを提出する個人（申請者）のデジタル署名、CA（勅許会計士）、CS（Company Secretary）、Cost Accountants などの実務専門家による上記書類の認証が必要となります。外国籍の取締役の場合、身分証明書、居住地の住所証明に対し認証アプスティーユが必要となります。OTPの有効性に時間制限があり、また、専門家の認証なども必要となるため手間はかかりますが、毎年必要なコンプライアンスであり提出が義務付けられている eForm であることを理解しておく必要があります。

### Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,  
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） [y.iwase@faircongrp.com](mailto:y.iwase@faircongrp.com)

今井 芙紗子（コンサルタント） [fu.imai@faircongrp.com](mailto:fu.imai@faircongrp.com)

## インドネシア

### 1. 経済法令

#### 付加価値税の課税免除対象となる公営住宅、仮設建築物、学生および学生寮、労働者住宅における制限『PMK 2023年 第60号』

インドネシア政府は、低所得者層（MBR）が手頃な価格で住宅を入手できるよう、財務省法令（PMK）第60/PMK.010/2023号を発行し、2023年6月12日から実施している。

この法令により、2023年は1億6,200万ルピアから2億3,400万ルピア、2024年は1億6,600万ルピアから2億4,000万ルピアの土地付き住宅の販売価格に相当する11%の付加価値税（VAT）が免除される。

財務省財政政策局は、この法令の実行により、少なくとも23万戸の住宅をMBRに提供することを目指している。

また、建築面積が21~36m<sup>2</sup>、土地面積が60~200m<sup>2</sup>、販売価格が規制価格以下という条件を設け、入居資格を保証している。これらの条件を満たす住宅は、MBRの基準に合致し、初めて住宅を所有する個人が単独で使用し、所有後4年以内に転売されない必要がある。

付加価値税の免除に加えて、MBRは住宅を5%の金利で分割払いできるよう、金利差補助金が提供されている。

対象住宅は、付加価値税免除施設と金利差補助金により、187百万ルピアから始まる金額で住宅分割払いが可能。付加価値税免除施設は、労働者協同組合のため仮設建築物の会議場、労働協同組合、従業員協同組合、中央政府、地方政府にも提供されている。また、学生や学生寮への住宅提供や、営利を目的としない企業による従業員向け

住宅も VAT 免除の対象となっている。

### 2. 経済・社会ニュース

#### 【2024 年のインドネシアの GDP 成長指標が国会で 5.1-5.7%に設定】

最初に財務省が提示した成長率は 5.3~5.7%だったが、世界経済の減速の兆候が見られたため、その下限が引き下げられた。予算案策定のため、多くの政府機関が国内外の経済状況について検討を重ねてきた。作業部会は、国内の消費が増加傾向にある一方で、地政学的な不安定要因や世界経済の状況が貿易と投資に影響を及ぼしていることを認識した。また、人間開発指数、インフレ率、債券利回り、原油価格、GDP に対する税収割合、失業率、貧困率、ジニ係数などの指標も設定された。

#### 【政策金利は 5.75%で据え置かれ、5 カ月連続の維持】

インドネシア中銀は政策金利である 7 日物リバースレポ金利を 5 カ月連続で 5.75%に据え置いた。貸出ファシリティー・金利と 1 日あたりの預金ファシリティー・金利は変更せずに維持された。世界的な不安がある中でも、インドネシア経済は内需の活況、好調な輸出、さらに観光業の回復によって順調に推移している。インフレ率も望ましい範囲内に収まると予想されている。中央銀行は 2023 年の世界全体の成長率で 2.7%、国内では 4.5~5.3%と予測している。2024 年のインドネシアの GDP 成長指標は国会で 5.1-5.7%に設定されており、ルピアの安定を図るためには輸入インフレを抑制する必要があるため、金利の引き下げは直ちには行われない見込みである。中央銀行によれば、米連邦準備制度理事会（FRB）の利上げとそれがルピアの価値に与える影響によって、金利が安定を保つかどうかが決まるとされている。

#### 【ジョコ・ウィド大統領、新型コロナのエンデミック移行宣言を宣言】

インドネシアのジョコ・ウィド大統領は、2023 年 4 月 21 日に、最新の国内のコロナウイルス感染拡大がパンデミックからエンデミック状態に移行したことを発表した。ジョコ大統領は、政府の決定の背後にある考え方を説明し、調査により、人口の 99%が新型コロナウイルスに対する抗体を持っていることや、新規感染者数の減少を指摘した。また、世界保健機関（WHO）が既に、規定に基づき新型コロナウイルスの終息を宣言していることや、エンデミック状態への移行が経済活動の活性化と生活水準の向上につながることを述べた。

#### 【政府はゴールドンビザを発行】

入国管理総局の局長は、大統領が 2023 年 6 月末に、外国人にゴールドンビザを発行し、5 年から 10 年の間、インドネシアの領土への入国と滞在を許可する意向を明らかにした。ゴールドンビザには 10 の異なるカテゴリーがあり、それぞれ企業創業者の個人株主、企業創業者以外の個人株主、元 WNI 外国人社会、インドネシア系外国人社会、セカンドホーム、グローバルな才能、要人、シルバーヘア、デジタルノマドなどの特定の要件と書類が必要である。また、ゴールドンビザの保持者は、特典として、市民権申請の簡素化、ビザ要件と手続きの簡素化、多数回の出入国、延長滞在、そして国内での不動産所有権を得ることができる。

### PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛 (日本国公認会計士) [hi.kato@faircongrp.com](mailto:hi.kato@faircongrp.com)

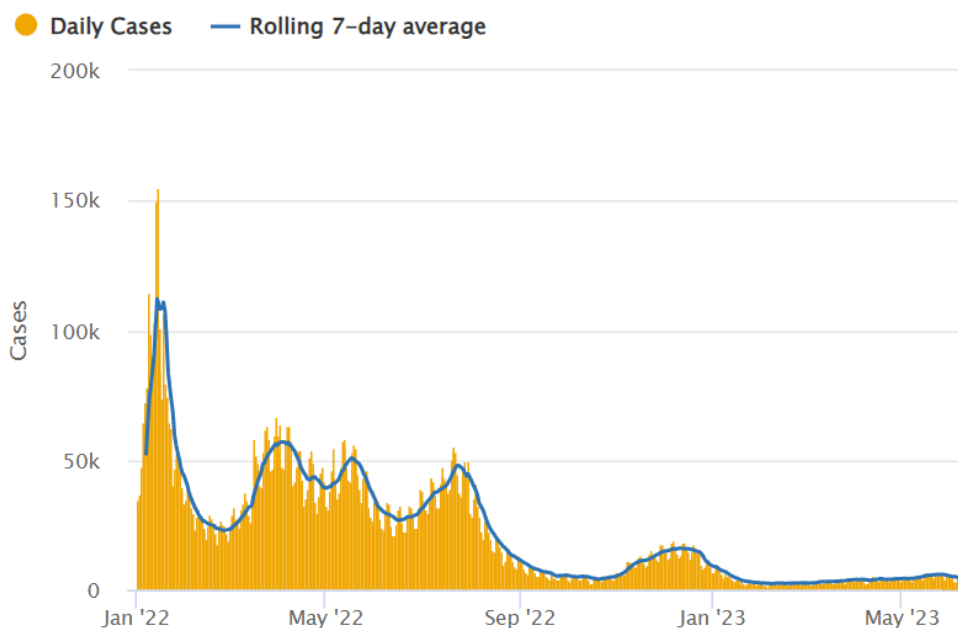
Pahala Alexandra Lumbantoruan (Alex, コンサルタント) [alexandra@faircongrp.com](mailto:alexandra@faircongrp.com)

### オーストラリア

#### 1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近 (6月6日時点) で **4,713** 人 (直近 1 週間の感染者数の 1 日当たり平均値) となり、今年 3 月以降に若干の増加傾向が見られていましたが 6 月以降は若干の減少傾向となっています。内訳は、NSW 州 1,896 人、VIC 州 853 人、QLD 州 782 人などとなっています。

COVID-19 cases and 7 day rolling average, 01 Jan 2022 to 06 Jun 2023



(出所 : Department of Health and Aged Care)

### 2. Superannuation（確定拠出年金）保証率の変更

雇用主は給与額に一定の保証率（Super guarantee percentage）を乗じた金額を支払う義務がありますが、この保証率が **2023年7月1日より変更**となります（**10.50%→11.00%**）。今後の保証率の変更予定は下表の通りとなっており、来年度以降も段階的に料率が上昇する予定になっています。

2021年7月1日～2022年6月30日	10.00%
2022年7月1日～2023年6月30日	10.50%
<b>2023年7月1日～2024年6月30日</b>	<b>11.00%</b>
2024年7月1日～2025年6月30日	11.50%
2025年7月1日～	12.00%

（出所：ATO ウェブサイト）

### 3. Single Touch Payroll（STP）Finalisation

- STPとは、雇用主が従業員の給料や源泉徴収額（PAYG：Pay As You Go）などを会計ソフトからオンラインでタイムリーにオーストラリア国税庁（ATO）に報告しなければならない仕組みです。
- 雇用主は1年間分（7月～6月）のSTPのデータが正しく報告されていることを確認の上、Finalisationの処理を行う必要があります。
- 2022年7月～2023年6月期に関するFinalisation処理の作業期限は**2023年7月14日**となっています（一部例外あり）。

#### Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士）[sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

[hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>

## COMPASSにおける給与のアップデートについて

シンガポール人材省 (Ministry of Manpower、以下 MOM) は、2022 年 3 月 4 日に Employment Pass (以下、EP) の取得及び更新に際しての新たな審査制度である COMPASS の導入を公表しました。その中で、ボーナス項目である「C1 固定月額給与」についてアップデートが行われました。MOM は業界別の給与について下記のとおり公表しています。

業種	10 ポイント付与 (上位 35%)		20 ポイント付与 (上位 10%)	
	23 歳以下	45 歳以上	23 歳以下	45 歳以上
Manufacturing	\$5,000	\$9,700	\$7,000	\$15,800
Construction	\$4,800	\$7,500	\$7,300	\$13,700
Wholesale Trade	\$5,100	\$10,100	\$7,600	\$18,600
Retail Trade	\$4,600	\$6,500	\$7,000	\$13,600
Air & Sea Transport	\$5,200	\$11,600	\$7,700	\$20,400
Land Transport & Logistics	\$4,500	\$7,300	\$6,500	\$15,700
Accommodation	\$4,200	\$6,400	\$5,400	\$11,200
Food & Beverage Services	\$4,100	\$5,900	\$5,200	\$10,600
Info-communication Technology	\$6,000	\$11,900	\$8,800	\$20,700
Media	\$4,700	\$9,900	\$7,700	\$16,700
Banking and Others Financial Services	\$6,500	\$17,700	\$9,700	\$31,400*
Insurance Services	\$5,200	\$11,900	\$8,100	\$21,700
Fund Management Services	\$7,700	\$17,100	\$12,700	\$41,200*
Real Estate Services	\$5,000	\$8,200	\$7,100	\$14,200
Professional Services	\$5,600	\$11,700	\$8,900	\$21,800
Administrative & Support Services	\$5,000	\$8,800	\$8,400	\$18,800
Public Administration & Defence	\$6,000	\$12,500	\$8,000	\$18,900
Education	\$4,900	\$10,100	\$6,700	\$13,500
Health & Social Services	\$5,000	\$8,700	\$6,500	\$19,700
Arts, Entertainment & Recreation	\$4,200	\$8,800	\$6,100	\$13,900
Other Community, Social & Personal Services	\$4,200	\$6,200	\$5,900	\$11,400
Utilities & Other Good Producing Industries	\$5,400	\$10,500	\$8,000	\$19,300

\* 固定月額給与が\$22,500 以上の EP 候補者は COMPASS 免除となります。

上記の表は、23 歳以下の候補者に求められる固定月額給与と、45 歳以上の候補者に求められる固定月額給与を示しています。23 歳から 45 歳の候補者に求められる固定月額給与は、年齢の増加に応じて比例増加となります。

### Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) [ya.michinaka@faircongrp.com](mailto:ya.michinaka@faircongrp.com)

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>



### グローバルミニマム課税の影響を緩和する為の BOI 新措置について

グローバルミニマム課税とは、法人税の国際的な引き下げ競争に歯止めをかけ、企業間の税負担の公正化を図る為、経済協力開発機構 (OECD) が公表した「BEPS2.0 Pillar 2」において合意されたルールであり、多国籍企業が自社と関連のある国や地域で発生する所得に対して、最低限の税率 (15%) を納付することを目的としている。実効税率が 15% のミニマム税率を下回る場合は、その国・地域におけるトップアップ税を支払う義務が生じることとなる。

タイ投資委員会 (BOI) は、タイにおけるグローバルミニマム課税実施により既存の租税優遇措置に生じる影響を緩和する為の救済措置の草案を発表した。

当該救済措置は、既存の BOI 企業及び新規 BOI 申請企業の両者に適用される。

当該救済措置の概要は以下の通りである：

	既存 BOI 企業	新規 BOI 申請者
適用条件	<ul style="list-style-type: none"><li>グループ連結売上高が 280 億バーツ以上、または申請前の会計期間において国別報告要件の対象である多国籍企業</li><li>法人税免除残存期間が 1 年以上あり、法人税免除累計額が上限額に達していないこと。</li><li>投資奨励申請時に、追加優遇措置 (生産効率向上措置等) を受けていないこと。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>グループ連結売上高が 280 億バーツ以上、または申請前の会計期間において国別報告要件の対象である多国籍企業</li><li>投資奨励の適格性を有していること。</li></ul>

法人税優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の法人税免除制度から、50%減税制度（法人税率 10%）に変更するオプションを与えられる。</li> <li>その他のBOI投資特典は引き続き享受することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税免除制度、または 50%減税制度（法人税率 10%）のいずれかを選択できる。</li> <li>その他税制・非税制上の優遇措置を受けることができる。</li> </ul>
法人税優遇期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税減税制度を選択する場合、残存する通年の優遇期間の 2 倍、最長 10 年を減税期間とする。</li> <li>法人税減税制度を選択する場合、該当する恩典事業の最初の収益計上日を起算日とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税免税期間に関しては、従来のルールから変更はなし。</li> <li>法人税減税期間は、標準の優遇期間の 2 倍、最長 10 年とする。</li> <li>最初の収益計上日を起算日とする。</li> </ul>

多国籍企業は、グローバルミニマム課税の影響を理解し、各国の関係会社の実効税率が 15%を下回り、トップアップ課税がされる可能性があるかどうかの検討を行う必要がある。また、タイ国においては、BOI 投資奨励による法人税特典を享受しているか、または新規 BOI 投資奨励申請を予定している場合、上記救済措置による法人税減税制度への転換、または申請を行うことが企業にとって有益かの評価を行う必要がある。ただし、グローバルミニマム課税に関し、タイの国内税法は変更されておらず、正式な歳入局からの公表はまだ行われていない。当該 BOI が公表した救済措置の内容は変更される可能性があることも留意すべきである。

タイ政府閣議議事録（2023 年 3 月 7 日）

<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/65840>


**Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.**

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road, Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

子田 俊之（日本国公認会計士）[to.kota@faircongrp.com](mailto:to.kota@faircongrp.com)

山本 有里子（コンサルタント）[yu.yamamoto@faircongrp.com](mailto:yu.yamamoto@faircongrp.com)

 ニュージーランド

**365 Days Payments プロジェクトの施行により、ニュージーランド国内の銀行間取引が 1 年間 365 日可能に**

これまでニュージーランド国内の銀行間取引については、土日祝日を除く営業日のみ取引が可能でしたが、2023 年 5 月 26 日以降、365 Days Payments プロジェクトの施行により、ニュージーランドの地場銀行を中心に、国内送金



が土日祝日を含め、1年間 365 日オンラインでの取引が可能となりました。

こちらのプロジェクトを既に実施している銀行は以下の通りです。

ANZ	ASB	Bank of China
BNZ	Citi	HSBC
ICBC	Kiwibank	TSB
Westpac		

なお、金額が大きい取引（土地・建物の売買等）、NZD 以外の通貨での取引、国際送金等については、上記プロジェクトの対象外としている銀行が多く、その場合は引き続き 5 営業日のみ取引が可能となっております。詳しくは、各銀行へお問い合わせください。

これによる各種税金の申告・支払期限への影響ですが、ニュージーランド国税局（Inland Revenue）は、引き続き **5 営業日のみ期限の対象**とすることを発表しており、今回のプロジェクトによる影響はありません。申告・支払期限が土日祝日と重なった場合は、翌営業日が期限となりますので、ご注意ください。

### Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

花本 聡子（準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士）[sa.hanamoto@faircongrp.com](mailto:sa.hanamoto@faircongrp.com)

### フィリピン

今月は休載とさせていただきます。

### FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士）[yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

大久保 匠悟（日本公認会計士）[sho.okubo@faircongrp.com](mailto:sho.okubo@faircongrp.com)

渡邊 悠 [ha.watanabe@faircongrp.com](mailto:ha.watanabe@faircongrp.com)

★ ベトナム

試用期間における、個人所得税（PIT）、強制保険の取り扱いについて

ベトナムで社員を雇用する際には、日本と同様、通常は試用期間を設定します。（試用期間を設定せず、入社時から、正規雇用を開始することも認められています。）試用期間の設定については、「①試用契約書を作成する」、「②正規雇用契約の中で試用期間を設定する」の 2 パターンがあり、それぞれで、個人所得税（PIT：Personal Income Tax）、強制保険（社会保険、健康保険、雇用保険）の計算結果が異なります。在ベトナム日系企業において、社内経理担当者または給与計算担当者の誤った認識の基、給与計算の誤りが散見されます。将来的な税務調査、労働局調査などで計算誤りを指摘され、追徴課税・罰金（加算税、延滞税など）を受けないためにも、下記をご確認の上、毎月の給与計算表を再点検されることをお勧め致します。また、ベトナム労務において、その他留意すべき事項についても記載致します。

試用期間

試用期間は、一つの業務に対して一回のみ設けることが出来ます。

1	代表者	180 日
2	短期大学以上の専門技術を要する職位の業務の場合	60 日
3	職業訓練学校・専門学校以上の技術を持つワーカー、事務補助職の専門技術の程度を要する職位の業務の場合	30 日
4	その他	6 営業日

試用期間の設定方法

① 試用契約書を作成する

試用契約書（試用期間中）→雇用契約書（試用期間終了後、正規雇用となった場合）という流れで別々に作成

② 正規雇用契約の中で試用期間を設定

入社時に雇用契約書を作成し、試用期間について明記  
（例：2 年間の雇用契約（試用期間 60 日間を含む））

試用期間中の個人所得税（PIT）、強制保険の取り扱い

	① 試用契約書の間	② 雇用契約書における試用期間
個人所得税（PIT）	一律 10%	居住者税率
強制保険	非適用	基準料率を適用

上記の通り、①においては、個人所得税（PIT）税率は一律 10%となるどころ、誤って居住者税率が適用されているケースが見受けられます。また、①においては、強制保険加入義務はありません。ベトナムでは、入社後、60 日以内に社員が退職してしまうことが珍しくなく、②で進めた場合、強制保険加入・解除手続きといった生産性の無い業務が短期間で発生することになります。そのような事態を回避するためにも、①で進めることをお勧め致します。

その他労務のポイント

項目	ベトナム法令上の留意点
雇用契約書	有期雇用契約：1ヶ月～3年。2回まで締結可能 無期雇用契約：期間の定め無し
給与	ベトナム人社員：VND 建て必須 外国人社員：VND 建て、外貨建てのいずれも選択可
給与テーブル	社員数に関係なく、作成・保管義務あり（登録義務無し）
就業規則	社員数に関係なく、作成・保管義務あり 社員 10 名以上の場合、労働局での登録義務あり
健康診断	社員向けに、年 1 回は実施義務あり
有給休暇	最低 12 日／年（勤続年数 5 年毎に 1 日増加）
出産休暇	通常 6 ヶ月間（雇用主からの給与支払不要） 出産休暇中は、社会保険局からの給付あり（直前 6 ヶ月の平均給与）

**Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company**

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔（日本国公認会計士） [da.ishii@faircongrp.com](mailto:da.ishii@faircongrp.com)

奥迫 一樹（コンサルタント） [ka.okusako@faircongrp.com](mailto:ka.okusako@faircongrp.com)

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美（豪州公認会計士） [hi.fujiwara@faircongrp.com](mailto:hi.fujiwara@faircongrp.com)



### 1. Income Tax (transfer pricing) Rule 2023 について

2023年5月29日に Income Tax (transfer pricing) Rule 2023 が施行されました。当該新規制は、2023 賦課年度（2023年に終了する事業年度）より適用されます。

ポイントは以下の通りです。

- ① 移転価格文書には作成完了日の記載が必須
- ② 移転価格文書における独立企業間価格算定には、算定時に取得可能な最新のデータが用いられるべき（ただし、取引実績の検証には同じ年度の比較データが用いられるべき）
- ③ ロイヤルティの検証は CUP 法若しくは残余利益分割法（無形資産がユニークで価値が高い場合）が適用されるべき。ただし、より高い比較可能性を担保できる場合においては、他の手法の適用も可
- ④ 移転価格文書には、グループの情報（Schedule 1 下記ご参照）、エンティティレベルの情報（Schedule 2 下記ご参照）の記載が求められる（費用分担契約が存在する場合はその詳細（Schedule 3）を含む）。

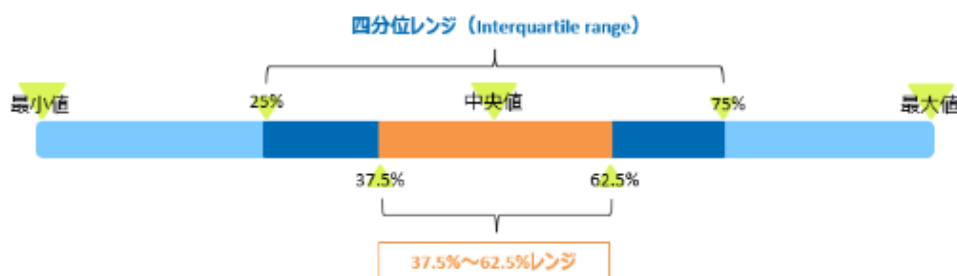
#### ※ Schedule 1

- ✓ 法的関係、資本関係、所在地
- ✓ ビジネス、製品・サービス、マーケット、競合他社
- ✓ サプライチェーン
- ✓ ビジネスモデル、戦略
- ✓ 営業収益の重要なドライバー
- ✓ 産業、マーケット、経済状況
- ✓ 機能リスク分析
- ✓ 事業再編
- ✓ 無形資産に係る情報（リスト、契約、ポリシーなど）
- ✓ 金融活動に係る情報（契約、ポリシー、活動状況など）
- ✓ 財務情報 など

#### ※ Schedule 2

- ✓ 資本関係図、経営体系、組織図（従業員数の記載要）、経営報告先など
- ✓ ビジネスモデル・プラン、戦略、製品・サービス概要、競合、市場・経済・規制の状況など
- ✓ 事業再編、無形資産の譲渡
- ✓ 関連者間取引に係る情報（製品・サービスの詳細、無形資産の使用状況など）、取引を実施する関連者の情報、取引条件、機能リスク分析、関連者間契約、予想・予算値、取引価格算定方法、ポリシー
- ✓ 移転価格算定手法、ベンチマーク分析、財務情報 など

- ⑤ 分析の比較可能性が低い場合、または比較可能性の欠陥の定量化、特定、調整がなされていない場合、移転価格の更正には独立企業間利益率レンジの中央値（median）もしくは中央値以上の値が用いられる。独立企業間利益率レンジとは、37.5 パーセンタイル～62.5 パーセンタイルをいう。



● ご留意いただきたい点

レンジの下限値が引き上げられる上、レンジ自体がかなり狭くなります。また、分析の比較可能性が低いことを理由に、中央値や中央値以上の値を適用した IRB の課税が今後増加することが想定されます（2024 年 5 月 31 日まで修正申告によるペナルティをゼロとする Special Voluntary Disclosure Programme (SVDP) 2.0\*は、利用可能性の高い制度であるとともに、移転価格税制対応のための猶予期間を設定したと捉えることも可能です）。2023 賦課年度より適用となるため、早急な移転価格ポリシー・価格の見直し、適正利益率までの価格修正などの対応が求められます。

## 2. Income Tax (Advance Pricing Arrangement/APA) Rule 2023

2023 年 5 月 29 日に Income Tax (APA) Rule 2023 が施行されました。APA の利用により、納税者の国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局に事前確認を申請でき、移転価格課税リスク、二重課税等のリスクを低減できる可能性があります。

APA の新規制におけるポイントは以下の通りです。

- ① 確認対象期間は最低 3 年、最大 5 年
- ② ロールバック（遡及適用期間）は最大 3 年（税務調査を受けていない、VD (Voluntary Disclosure) を実施していない、など）
- ③ 税務当局への事前相談においては、主に以下の情報の提供が求められます（正確には原文をご参照ください）。
  - ✓ Income Tax (transfer pricing) Rule 2023 に基づくローカルファイル
  - ✓ 会社名、住所

- ✓ 確認対象取引
  - ✓ 確認対象期間
  - ✓ 移転価格算定手法
  - ✓ 重要な前提条件
  - ✓ 財務情報、税務申告データ（3年分）
  - ✓ 対象取引からの所得が他の税務当局によって免除されているか否かを示す書面
  - ✓ 担当者連絡先
- ④ 申請費用：RM5,000-RM10,000（タイミングによって異なる）
- ⑤ タイムライン：

事前相談	IRBMからの通知	APA申請	追加情報の提出	APAの更新
• 確認対象年度開始 1年前まで	• 事前相談後14日 以内	• IRBMからの通知後6 か月以内	• IRBMの要請から30 日以内	• IRBMの承認（書 面）受領後2か月以 内

● ご留意いただきたい点

Income Tax (transfer pricing) Rule 2023 に基づかない移転価格の運用や文書化が実施されていない場合、申請を受け付けてもらえない可能性も想定されます。APA 申請が想定される場合は、早急な対応が必要です。

**Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.**

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,  
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣（日本国税理士）[ta.aoki@faircongrp.com](mailto:ta.aoki@faircongrp.com)

松本 健太郎（日本国公認会計士）[ke.matsumoto@faircongrp.com](mailto:ke.matsumoto@faircongrp.com)

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

**YouTube チャンネルでも、情報発信しています。**チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。